

## 北上市告示甲第22号

北上市公正証書等作成促進補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

### 北上市公正証書等作成促進補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この告示は、養育費に関する取り決めに促進し、養育費の継続した履行確保を図るため、公正証書等の作成に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公正証書等 公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書その他の債務名義としての効力を有するものであって、強制執行認諾の約款を備えたものをいう。
- (2) 児童 20歳未満の者をいう。
- (3) 養育費 児童が経済的及び社会的に自立するまでに児童の監護等に要する費用であって、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等をいう。

#### (補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 配偶者であった者（事実上婚姻と同様の事情にあった者及び未婚であって養育費に係る児童を認知している者を含む。以下同じ。）と養育費に係る公正証書等を作成し、又は配偶者であった者との養育費の受領又は支払いに係る公正証書等を取得した者であって、その作成又は取得に要する費用を負担していること。
- (3) 前号の公正証書等の作成又は取得について、国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。
- (4) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費に係る公正証書等の作成又は取得に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- (2) 家庭裁判所に対する養育費請求調停及び夫婦関係調整調停の申し立てに要する収入印紙代
- (3) 裁判に要する収入印紙代
- (4) 戸籍謄本等添付書類取得費用
- (5) 連絡用の郵便切手代

(補助金の額)

第5 補助金の額は、第4に規定する補助対象経費の全額とし、5万円を上限とする。

2 補助金の交付は、同一の児童につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等を作成し、又は取得した日から1年以内に、北上市公正証書等作成促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 申請者及び養育費の対象である児童の戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（当該申請者の民法（明治29年法律第89号）第887条第1項に規定する扶養義務者で当該申請者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）の住民票の写し
- (3) 養育費の取り決めをした公正証書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類等の内容を別に確認することができるときは、当該書類等の添付を省略させることができる。

(補助金の交付決定等)

第7 市長は、第6の規定による申請があった場合はその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、北上市公正証書等作成促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

北上市長 様

（申請者）住 所  
氏 名

北上市公正証書等作成促進補助金交付申請書兼請求書

北上市公正証書等作成促進補助金の交付を受けたいので、北上市公正証書等作成促進補助金交付要綱第6の規定により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助申請額 金 円

2 添付書類

申請者は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が申請者の住民基本台帳、戸籍情報等の内容を確認することについて同意します。

様式第2号（第7関係）

北上市指令第 号

住所

氏名

北上市公正証書等作成促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました北上市公正証書等作成促進補助金について、次のとおり決定したので、北上市公正証書等作成促進補助金交付要綱第7の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



交付を決定します。

交付決定額 円

交付しないことを決定します。

交付しない理由